

令和4年度社会福祉法人みんなでいきる文化芸術助成事業実施要綱

1 趣旨

新潟県上越市内で開催される文化芸術活動の推進に寄与する事業に助成を行う。

2 対象

この補助金の交付の対象となる者は、県内の事業者等で構成される実行委員方式の団体とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 事業実施期間

令和4年6月1日から令和5年2月15日まで。

4 助成額

上限20万円とする。なお他の補助金・助成金、自主財源との併用は可とする。

5 助成の申請

別紙助成事業申請書に必要事項を記載し、令和4年5月13日（金）までに下記に申し込むこととする。申し込み方法はEメールとする。

【申し込み先】

社会福祉法人みんなでいきる企画課 Eメールアドレス：info@niigata-artbrut.net

6 助成の決定

社会福祉法人みんなでいきる企画課の担当理事の決裁をもって決定する。

7 助成金の交付

助成の決定後、採択団体の請求を以て交付する。

8 助成団体数

概ね1団体とする。

9 申請内容の変更

申請内容の変更が生じた場合は、直ちに社会福祉法人みんなでいきる企画課担当者と協議を行うこと。

10 実績報告

事業完了の日から起算して1カ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、別紙実績報告書を社会福祉法人みんなでいきる企画課へ提出するものとする。

【助成対象経費】

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|--------------|
| (1) 会場借上料 | (2) 設営・舞台費 | (3) 諸謝金謝金 | (4) 旅費交通費 | (5) 通信費 |
| (6) 広告宣伝費 | (7) 印刷費 | (8) 記録費 | (9) 保険料 | (10) その他消耗品費 |